

第1回岡山県一般機械器具製造業

最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和6年9月2日(月)午後1時00分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 富 永 優 子
横 山 純 子
米 山 毅一郎 |
| 労働者代表委員 | 井 上 明 夫
国 友 雅 彦
西 崎 知 佳 |
| 使用者代表委員 | 上 田 哲 也
鶴 海 元 |
| 事務局 労働基準部長 | 政 木 隆 一 |
| 賃 金 室 長 | 三 村 典 代 |
| 賃 金 指 導 官 | 中 本 弘 一 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第1回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴の希望の申込みはございませんでした。

今年度第1回目の専門部会であり、部会長が選任されるまでの間司会進行を事務局の方で務めさせていただきます。

まず、定足数について報告申し上げます。

本日は、使用者側委員の田中委員が御欠席ですが、他の委員8名が出席されておりますので、最低賃金審議会令に規定されている定足数である3分の2以上、又は公労使各委員の3分の1以上の出席の条件を満たしておりますことを報告いたします。本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

- 1 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会の運営について
- 3 資料説明について
- 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

本日は、令和6年度1回目の最低賃金専門部会の開催となります。冒頭、政木労働基準部長より、挨拶申し上げます。

政木部長

労働基準部長の政木でございます。

専門部会の開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、本部会に御参集いただきまして本当にありがとうございます。

岡山県最低賃金につきましては、先般、公労使各委員の熱心な御審議によりまして、最低賃金が時間額となって以来最大の上げ幅50円プラスということで、982円として、来月10月2日より適用されることとなりました。御審議に当たりましては、委員の皆様方に改めて感謝申し上げたいと思います。

特定最低賃金につきましては、この地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた産業について設定されることとなっております。委員の皆様方におかれましては、これから改定の必要性の有無を含めて集中的に御審議いただくこととなりますけれども、特定最低賃金についま

しては、特に労使のイニシアティブによるものと理解しているところでございますので、何とぞ全会一致で御決議いただきますようお願い申し上げます。

今後7業種ございますので、かなり過密なスケジュールとなっておりますのでその点でも御負担をおかけすると思うのですが、どうぞよろしく願いいたします。

中本指導官 それでは、賃金室長よろしく申し上げます。

三村室長 それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、付議事項(1)の部会長、部会長代理の選任ですが、部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法において公益委員の内から選出することとされており、これまでの慣例により各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいておりますので、私から発表させていただきます。

部会長は横山委員、部会長代理は米山委員です。

御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

三村室長 それでは、以降の議事につきましては、横山部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

横山部会長 部会長を仰せつかりました横山と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。

ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度に引き続き、改正の必要性の審議から専門部会で行うこととなりました。特賃の専門部会は、労使のイニシアティブにより丁寧かつ効率的な審議を進めることが必要かと考えますので、各委員の御理解、御協力をお願いします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いします。

三村室長 現在までに結審となった部会はございません。

横山部会長

ありがとうございます。

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金専門部会運営規程第6条によりますと、「部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するもの」とされていますので、部会長である私と、労側は西崎委員、使側は鶴海委員にそれぞれお願いします。

本日の大まかな予定を御説明いたします。

まず付議事項(2)につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明していただきます。続いて、付議事項(3)の本日配付の資料説明についても事務局からお願いします。

その後、付議事項(4)の特定最低賃金改正決定の必要性の有無について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休会とし、時間を取りたいと思います。御発言は、公労使の三者協議とし、労使それぞれ5分程度でお願いします。御協力をよろしくお願いします。

付議事項(2)の「岡山県特定最低賃金専門部会の運営について」、事務局から説明をお願いします。

三村室長

資料 2を御覧ください。

今年度の7業種の改正決定につきましては、7月3日の本審で改正の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。資料 2 - が諮問文となります。

その後、7月29日の本審で、特賃の必要性の有無については、各部会で審議を行うこととなったため、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料 2 - になります。

必要性の審議において、全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく3週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することになります。

金額審議において、御留意いただきたいことが2点ございます。

1点目は、改定する特賃の最低賃金額は、この度改定される岡山県最低賃金額982円を1円以上、上回った金額とすること、2点目は、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、6月17日に提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となります。

で御留意ください。

必要性について、全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。

なお、必要性審議及び金額審議ともに、専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで、本審を開催せず、専門部会の決議を本審の決議とすることが合意されております。

資料 9は、「令和5年度特賃審議経過及び結果一覧表」となっておりますので参考にしてください。

横山部会長 　　ただ今の事務局の説明について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

鶴海委員 　　先ほど言われた一般機械の上限額というのは決まっているのでしょうか。

三村室長 　　一般機械で6月17日に改正申出書をいただいておりますので、その中にある企業内最低金額が上限額となります。

鶴海委員 　　いくらなのでしょう。

国友委員 　　1,080円です。

鶴海委員 　　1,080円より上にはならないということですね。

国友委員 　　そういうことです。

横山部会長 　　そのほかにはよろしいでしょうか。

（特になし）

横山部会長 　　それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会においても、審議会令第6条第5項を適用すること。必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了すること。金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うことといたします。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますが、次回以降の審議の公開・非公開につきましては、これまで各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があること

から非公開としていました。今年度の必要性審議においても同様の事情により非公開にしたいと考えます。いかがでしょうか。

(同意する声)

横山部会長

それでは、第 2 回以降の専門部会を非公開とします。
付議事項「(3)資料説明」について事務局からお願いします。

三村室長

配付資料について御説明いたします

私からは資料 3 から 6 まで説明させていただきます。

まず、資料 3 を御覧ください。

こちらは、日本銀行岡山支店が本年 8 月 6 日に発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復を続けている」とあります。

また、最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けて、増加ペースが鈍化している」「設備投資は、6 月短観調査における 2024 年度の県内企業の全産業における設備投資額は増加見込みとなっている」とあります。

2 ページの生産については、「県内主要製造業の生産は、海外経済の回復ペース鈍化の影響を受けつつも、供給制約の影響が和らぐもとで、持ち直している」とされています。

雇用・所得は、「労働需給は引き締まっており、雇用者所得は緩やかに改善している」とされています。

次ページは、岡山県の主要経済指標が記載されています。

(1) 設備投資の欄では、岡山県企業短観調査による設備投資額、全産業になりますが、2024 年度(計画) で前年比 + 18.0% となっています。

(4) 物価の欄では、消費者物価指数(岡山市、生鮮食品を除く総合) をみますと、6 月前年比は + 2 % と、4 月以降、前年比プラスが徐々に大きくなっています。

資料 4 は、令和 6 年 8 月 6 日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」としています。これは、前回 4 月と同様の判断です。

各項目の判断としては、本年 4 月と比較し「設備投資」「企業収益」などは、上向き、「個人消費」「生産活動」「雇用情勢」「企業の景況感」は横ばいの状況です。

また、【先行き】については、「各種政策の効果もあって、緩

やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクになっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」としています。

次ページの各論のうち、「個人消費」は、「一部に弱さがみられるものの緩やかに回復しつつある」とあります。また、「生産活動」は、「足踏みの状況にある」とあり、汎用・生産用・業務用機械は、「国内外の需要が堅調なことから増加している」とあります。

3ページの「雇用情勢」においては、「緩やかに改善しつつある」とされ、「新規求人数が前年を下回っているものの、有効求人倍率はおおむね横ばいで推移している」とあります。

「設備投資」では、「6年度は前年度を上回る見込み」とあります。また、「企業の景況感」において、企業の景況判断BSIは「下降超幅が拡大している」とあり、「翌期は「上昇」超に転じる見通し」とあります。

次ページ以降、本報告の資料編となっております。

3ページに「生産活動」がグラフ化されており、(2)主要産業別生産指数(季節調整済)を見ますと、汎用・生産用・業務用機械は、令和6年2月以降、上向きとなっております。そのほかにも、今説明した内容をグラフ化しておりますので、参考に御覧ください。

資料 5は、岡山県総合政策局が発表した、令和6年6月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。

生産指数は109.1と、3か月連続の上昇とあります。

1ページに「上昇・低下に寄与した主な業種」があり、3ページに「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・出荷・在庫」の動向がグラフ化されています。上から2つ目の枠が「汎用・生産用・業務用機械工業」の動向をグラフ化したものとなっております。

5ページ以降に「業種分類生産指数」「特掲業種分類生産指数」があります。

速報値が訂正された場合、数値の前に「r」が付いております。「r」が付いたものは速報値が訂正されたものと御理解ください。

資料 6は、岡山労働局職業安定課が8月30日に発表した「雇用情勢」です。

7月の岡山県内の有効求人倍率は1.41倍となり、前月と比べ0.05ポイント上昇しています。

また、11 ページに、「産業別・規模別新規求人状況」があります。

まず、E 製造業を見ますと、7月は、前年同月比+1.4%、下段の、(25)はん用機械器具+32.9%、(26)生産用機械器具 - 5.2%、(27)業務用機械器具 - 50.0%となっています。いずれも本年7月の増減率となっております。

資料 3～資料 6の説明は、以上です。

中本指導官

それでは、私から、一般機械器具製造業における最低賃金基礎調査結果について説明いたします。

説明いたします基礎調査の資料は、資料 7となります。お手元の資料を御覧ください。

1 ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は日本標準産業分類に定める産業のうち、こちらに記載してあります一般機械器具製造業の業種を対象としております。

調査事業所については、100人未満の事業所を対象としております。30人未満の事業所は全労働者を、30人から99人の事業所は労働者の2分の1を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される18歳未満、65歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和6年6月分の所定内賃金となっております。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は98社、集計調査労働者数は1,642人、これが調査の実数になります。この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は

3,890人となっております。以上が基礎調査の概要です。

それでは、最低賃金基礎調査の結果について説明いたします。

次の2ページを御覧ください。「現行の最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は、男性

3.5%、女性 15.0%、男女合計で 5.8%となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

「特性値一覧表」ですが、一般機械器具製造業は、月平均賃金額 262,978 円、時間当たり平均賃金額 1,604 円、第 1・20 分位数 1,000 円、第 1・10 分位数 1,091 円、第 1・4 分位数 1,252 円、中位数 1,524 円となっております、カッコ内が前年度の数字となっております。

分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20 等分、10 等分、4 等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、3 ページ以降の総括表について説明します。

総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

この表を基にして先ほどの未満率や特性値を集計いたします。この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

例えば 3 ページの下から 3 行目にある「1,017 円」の階級を見ていただきますと、累積で 242 人の労働者がおりまして、その 1 つ上の「1,016 円」の階級を見ていただきますと、累積で 239 人の労働者がおりますので、「1,017 円」の階級には 3 人が属しているということが読み取れることとなります。

3 ~ 7 ページまでは、階層ごとに規模別・年齢別に区分したものの、9 ~ 13 ページには男女別・年齢別に区分した総括表となっております。

賃金階層につきましては、特定最低賃金額より 10 円低い 995 円からプラス 110 円の 1,105 円までが 1 円刻みとなっており、それ以降は、10 円刻み、100 円刻みとなっております。

15 ページを御覧ください。

このグラフは、今、説明した総括表の賃金分布を 10 円刻み、100 円刻みにしてグラフ化したものです。

17 ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えば、30 円引き上げて 1,035 円になった場合は 7.2%の影響率となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料 8「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧ください。

こちらは、県最賃を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を、平成 25 年から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位

率といわれるものです。

令和5年度の一般機械器具製造業の特定最賃は1,005円で優位率が107.8%となっております。

また、その次のページの表は、一般機械器具製造業特定最賃と県最賃の引上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっております。

私からの説明は以上となります。

横山部会長

ただ今の資料説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。

国友委員

ちょっと確認なのですが、先ほどの資料7のところ、現行の特定最賃が1,005円で、男女合わせて未満率が5.8%となっているのですが、これは最賃違反で指導されているということなのでしょうか。

中本指導官

これは最低賃金の減額特例の対象事業場を含んでいる形になっておりまして、実際に含まれているかどうかにつきまして、この場で申し上げることはできません。指導が入っているかにつきまして、この結果自体はほかの事に流用できないという統計法の性質上、指導が入っているかどうかにつきましても分からないということでございます。

国友委員

先ほど18歳未満65歳以上は外されているということだったのですが、適用除外者が調査対象事業所の中に入っていたら未満率の中に含まれているという解釈でよろしいでしょうか。

中本指導官

その可能性はあります。

その対象事業所の中に減額特例の方がおられるかどうかは分からないのですが、おられる可能性もあると御認識いただければと思います。

横山部会長

そのほかに御質問等はございませんか。

鶴海委員

ちょっとよろしいでしょうか。

資料7の1ページ目の6の集計ですが、集計調査事業所数が98社とありますが、何社ぐらいに調査票を送付しているのでしょうか。

- 中本指導官 今、手元に資料がなくて、何社中というのがないのですが、またお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。
- 鶴海委員 というのが、何が言いたいのかというと、100人未満の会社とか、そういう中小零細企業が主体なのですよね。だから、こちらの考え方とすると、調査票が余り出てこないのではないかとこのところがあるんです。ですから、分母がいくらぐらいで、そのうち98社から提出があったのかなというのが知りたかったというのが1つあるんです。
- それと、調査事業所については、毎年違う事業所に出されるのですか、それとも大体決まったところへ調査されているのか、その点が分かったら知りたいのですが。
- 中本指導官 調査事業所については無作為抽出しております。
- 鶴海委員 岡山県は結構あると思います。極端なことを言ったら何千社とか。
- 国友委員 一般機械なので、岡山県は147社なんですね。今回のこの一般機械が適用される事業所というのは147社のはずです。
- 鶴海委員 147社しかないのですか。
- 国友委員 それは最賃を申請する147社、労働者数5,000くらいという数字をいただいているので。
- 鶴海委員 それはあくまでも組合に対して出した会社ですか。
- 国友委員 いえ、これは当局が出している資料です。
- 三村室長 今、お話しがありましたものがこの要覧の103ページに岡山県の一般機械器具の一覧を掲載しておりますけれども、そちらの右端に適用使用者数、適用労働者数が出ておりまして、147社、5,960人という数字が入っております。これは令和3年のセンサスを基に一般機械器具の業種で適用使用者、事業所がいくらあるのかということを経験してあります。
- この147社と今回調査した対象事業所がイコールかどうかというとはっきりは分かりませんが、一応、一般機械器具の県内の事業所として私どもの方で把握しているのは147社というこ

とです。

鶴海委員 そんなもんなんですね。

三村室長 いろいろな業種があり、センサスから抽出しておりますので。

上田委員 うちの組合はこれに当たりません。

鶴海委員 単純に言うと、147 社中 98 社が回答してきたというイメージですか。

三村室長 その数値ははっきりとは言えません。

鶴海委員 それは何とも言えないのですね。

三村室長 その数値についてはまた御説明いたします。

国友委員 一般機械器具製造業として 147 社のうちの 98 社ということではないのですか。

三村室長 センサスが求めておりますので、その数値とは思いますが、また、後ほど御説明させていただきます。

鶴海委員 分かりました。

横山部会長 それでは、事務局の方で後ほど御説明ください。
そのほかに御質問はよろしいでしょうか。

西崎委員 同じ資料 7 の 17 ページの影響率の関係なのですが、先ほど公正競争ケースであったとしても申出をしている企業内最低賃金の下限額でということであれば、今回は、先ほど説明のあった 1,080 円が上限であるので、プラス 75 円までが引上げの限度額であるかと思うのですが、この影響率の表にはプラス 60 円までしか出ていないのはなぜなのかというのと、75 円までのものをお願いしたら出してもらえるのかという点を確認させてください。

中本指導官 もちろん出すことは可能ですので、差し替えが必要であれば追加で資料をお出ししたいと思います。

西崎委員 お願いします。

中本指導官 1,080 円でよろしいでしょうか。

三村室長 プラス 75 円までの一覧表をお出しします。

横山部会長 そのほかにはよろしいでしょうか。

 (特になし)

横山部会長 それでは、ただ今から休憩に入りますが、この間を利用して
労使の打合せ時間とします。15 分程時間を想定しておりますが、
再開は 13 時 45 分くらいをめぐりにここに戻ってきていただく
ということをお願いいたします。
 それでは、控室の御案内をお願いします。

三村室長 事務局の方で控室を御案内いたします。

 (労使それぞれ別室にて打合せ)
 (打合せ後、労使委員入室)

横山部会長 それでは、三者協議を再開いたします。
事務局の方で先ほどの点を補足されますか。

中本指導官 ちょっとお調べしますので、また次回以降に回答させていただ
ければと思います。

横山部会長 分かりました。
 では、付議事項「(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無
について」の審議に入ることにします。
 まず、労使各側から、特定最低賃金の改正決定の必要性の有
無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞ
れ 5 分程度での発言に御協力いただくようお願いします。
 お聞きする順番は、労働者側委員、その後使用者側委員にお
願いしたいと思います。
 それでは、労側の代表の方をお願いします。

国友委員 それでは、私から改定の必要性について労側の考えをお話し
させていただきたいと思います。

必要性の有無についての考えを申し上げるのは初めてなので、書類を読みながら申し上げたいと思います。

特定最低賃金は、対象となる特定産業で働いている基幹労働者の賃金の最低を、関係労使のイニシアティブで設定する制度だと考えております。一定の産業の組織労働者のため獲得した春闘結果や賃金の最低基準を、当該産業の未組織労働者に一種の公正な労働基準として波及させる制度であると解釈されていることも理解しております。

近年、エネルギーコストの上昇、収益構造の変化、受注確保、短納期により収支が圧迫されている状況で、賃上げの原資が回らないとの経営者の声が多く聞かれましたが、政府が昨年11月末に発表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、今春闘においても労使で話し合った結果、労働組合の中では賃金が大幅に引き上げられるという結果になりました。

岡山県一般機械器具製造業には中小零細企業が多く存在しております。その中小零細企業の置かれている現状として、後継者不足、人材不足による採用難といった人の問題が大きくクローズアップされていると思いますが、従業員労働組合のある組合員の健康で安全な生活基盤でもある月例賃金の引上げは必ず必要であると思っています。

例えば、JAMの岡山21という組織があるのですが、それが必ずしも全てが一般機械ではないものの、いろんな場面において製造業が多く、どこの経営者の方々に聞いても人が来ない、賃金が安いからだろうということを春闘の中でも聞いていますので、賃上げは重要であると感じております。

今年も一般機械については公正競争ケースで申請をしましたが、今回出している中で企業内最低賃金を締結している労働者は2,550人です。岡山県における一般機械器具製造業の全雇用者数は先ほどありましたように5,960人ですので、これは3分の1以上を占めており、一般機械器具の企業全体の42%に当たります。次年度労働協約ケースに変えていくことも考えていけないといけないのかなと思っています。その辺も踏まえて、一般機械器具製造業はどの産業の中においても基盤を支えている産業だと思っています。

先ほども申し上げましたように、中小零細の比率が高いことから、労働組合のない未組織労働者も多く、我々組織労働者としても賃金交渉の補完的役割を担うことは当然の義務だと考えております。

岡山県には7業種の特定最低賃金がありますが、この一般機械器具製造業に将来にわたって優秀な労働力を確保するためにも今年度の金額改正の必要性はありだと考えておりますので、御理解をいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

横山部会長 ありがとうございます。

井上委員 よろしいでしょうか。

横山部会長 どうぞ。

井上委員 井上と申します。

先ほどの意見と重複するところもあるかもしれませんが、改定の必要性について一言述べさせていただきたいと思ひます。

まず、昨今の物価高、エネルギー高によりまして冒頭にございましたように地賃が50円引上げされ、岡山県も982円になるということで、5.36%上昇すると説明がありました。

企業側も非常に厳しい状況ではありますけれども、我々労働者、あるいは生活者にとって、このインフレは生活を圧迫しています。

そういった状況の中で、最低賃金の役割というのはいくつかありまして、例えば生活を安定、維持していくと、あるいは向上していくというようなことがあると思ひますし、さらには先ほどありましたように、未組織労働者が自助努力で賃上げをしていくのは非常に難しいところがありますから、そういった補完的役割もありますので、我々が代表となってしっかりと協議をして賃上げをしていく必要があると思ひます。

さらに、消費を喚起していくことが結果的に経済の好循環になり、日本のGDPの6割弱を占める個人消費にも影響して、さらなるインフレ効果、経済を押し上げていく効果もあると思ひています。

さらに言いますと、公平、平等という観点から、我々労働組合も言っておりますが、同一労働同一賃金ということで、同じ働くという目線で見ると、そういった格差というものは縮めていった方がいいのではないかとこのように思ひております。

最後になりますけれども、この特質は過去を振り返ってみましても、地賃を下回るような受結金額で数年結審しております。このままいくと我々一般機械器具製造業は地賃と余り差がなくなるという思ひもありまして、一般機械としてしっかりと優位性

という言い方がいいのかどうか分かりませんが、一般機械器具製造業で働く方の賃金の底上げをしていくことが大事なのではないかというふうに思っております。以上です。

横山部会長

ありがとうございます。

そうしましたら、質問の方はまとめてさせていただくことにして、次に使側の代表の方に御意見をお願いいたします。

鶴海委員

使側としましては、基本的には各企業が今の会社の状況を判断し、求人であったり仕事量であったり親会社に対する値上げの状況であったり、そういったことをいろいろ考えながら自社で賃金をどのように持っていくか、持っていくべきなのか考えていく時代なのではないかというふうに考えています。

ですから、県最賃を上げなさい、特定最賃はいくら上げなさいというのではなくて、その会社で人が来ないからといって最低賃金だけを上げればいいのかというところという時代ではないんですよね。とすると、やはりいい人材に来てほしければそれだけの賃金をその会社が出していくしかないんです。そういう意味では各企業に任せてくださいよと。それでやっていけなければ、極端なことを言うと、後がない状態になることも考える必要があるのではないかと考えています。

ですから、捉え方によっては改定の必要性はあるのかということ、ない中でやってよというふうに言いたいというのが本音です。けれども、現状はまだまだ難しいというのも理解しますし、そういう意味では改定の必要性はありというふうに申し上げたいです。ここでお話をしながら賃金を改定していく必要があるのかなというふうに思っています。

その中で言いたいのが、県最賃が50円上がりましたよね。率で5点何パーセント上がったから同じように何パーセント上げましょうねというのはちょっと話が違うというふうに理解しています。

ですから、県最賃が上がりましたけれども、一般機械とすればその地場企業の経営者協会であり、いろんな企業が出している数値をもって、岡山としてどう見ていくかという必要があると思います。それに合わない方は上げてくれればいいいわけですから、こちらがそこまで制約すべきではないと思います。

ですから、改定の必要性はありという形でまずは進めていきたいというふうに思います。

上田委員

鶴海委員もおっしゃいましたが、自分の会社の方針、給料も含めて、自社で決めさせていただきたいと思っています。特に我々のような中小零細企業は固定費の上昇を避けたいわけです。ですから、給料として上げるのは最小限にしたいわけです。その代わり、儲かったら賞与、あるいは決算賞与という形で従業員の方々に還元したいし、今もそうしています。固定費となると福利厚生費の事業主負担にも当然上乘せされます。デメリットの方が大きいわけです。賞与で還元すれば受け取る方は一緒ですから、経営者としては賞与での還元ということ、特に中小零細では考えています。ですので、その辺のことも是非理解させていただきたいと思います。大企業の原理で事が運ぶというのが最悪のパターンです。大企業の犠牲になっているのが中小零細ですから、そこを是非とも考慮させていただきたいと思います。

鶴海委員

要するに年収をどう見るかという考え方ですね。

横山部会長

よろしいでしょうか。

鶴海委員

はい。

横山部会長

ただ今、双方からそれぞれのお立場で御意見をお聞かせいただきました。労側からは必要性ありということで、使側に関しても本審議会の必要性については結論として必要性はあるというふうに御意見をいただいたと認識をしております。

必要性ありという点で労使の意見は一致しているということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

横山部会長

それでは、岡山県一般機械器具製造業の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、双方から必要性ありというお話をいただきまして結論を得ることができました。

それでは、この結論を会長あてに報告したいと思いますので、事務局で報告文の案を御準備ください。

三村室長

準備いたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局、報告文(案)を準備し、各委員に配付)

- 横山部会長 では、事務局で報告文（案）を読み上げてください。
- 三村室長 それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。
- （報告文（案）読み上げ）
- 横山部会長 （案）のとおりでよろしいでしょうか。
- （異議なし）
- 横山部会長 本年7月29日の第508回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する」こととされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。
- では、事務局で答申文（案）を用意してください。
- （事務局、答申文（案）を各委員に配付）
- 横山部会長 では、事務局で答申文（案）を読み上げてください。
- 三村室長 それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。
- （答申文（案）読み上げ）
- 横山部会長 （案）のとおりでよろしいでしょうか。
- （異議なし）
- 横山部会長 では、この内容で（案）を取り、番号を付して答申することといたします。
- 番号は岡賃審第22号になります。
- （事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認）
 （部会長より基準部長へ答申文を手交）
- 三村室長 答申をいただきましたので、局長に代わりまして労働基準部長より挨拶申し上げます。
- 政木部長 本日は御審議をいただきましてありがとうございました。
- 必要性ありということで、次回から金額審議の方に移らせて

いただきたいと思います。

最初に申し上げましたとおり、労使のイニシアティブということになっておりますので、何とぞ全会一致で決議いただけますようお願いいたします。

引き続きどうぞよろしく願いいたします。

横山部会長

お忙しい中、皆様の熱心な御審議をいただきまして答申することができました。

本日の審議はここまでとしまして、金額審議につきましては次回労使より金額提示をいただきたいと思いますと思っています。

次に、付議事項「(5) 今後の審議日程」について事務局から説明をしてください。

三村室長

先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては公示期間を3週間とし、9月24日火曜日とさせていただきます。

今後の審議日程につきましては、第2回の開催を9月30日月曜日15時から予定しております。委員の皆様には改めて御通知差し上げます。

次回の専門部会は最低賃金法第25条第2項の金額審議のための専門部会になりますので、よろしくお願いいたします。

横山部会長

次に、付議事項「(6) その他」ですが、事務局から何かございますか。

三村室長

1点確認させていただきます。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますので、議事録を作成し公開します。第2回以降の専門部会につきましては、先ほど非公開とすることが確認されましたので、議事要旨を作成し公開することとしてよろしいでしょうか。

横山部会長

議事録、議事要旨の取扱いについてはそのようをお願いいたします。

委員の皆さん、何かございませんでしょうか。

(特になし)

横山部会長

これを持ちまして、第1回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変御苦勞様でした。